

麻薬向精神薬原料の取扱いの手引き

この手引きは、麻薬及び向精神薬取締法のうち、麻薬等原料営業者（麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料製造業者及び麻薬等原料卸小売業者）が麻薬向精神薬原料、特定麻薬向精神薬原料を取扱う際に参考となる事項をとりまとめたものです。

1 用語の定義等

- (1) 麻薬向精神薬原料・特定麻薬向精神薬原料（法第2条第7号、施行令第1条、政令第3条）

麻薬又は向精神薬の原料となる物質及びそれらを含有するもの並びに麻薬等の不正な製造に使用される恐れのあるものをいい、以下の物質が定められています（*特定麻薬向精神薬原料）。（平成13年11月25日現在）

- 1 アセトン
- 2 アントラニル酸及びその塩類
- 3 エチルエーテル
- 4 エルゴタミン及びその塩類（*）
- 5 エルゴメトリン及びその塩類（*）
- 6 ピペリジン及びその塩類
- 7 無水酢酸（*）
- 8 リゼルギン酸及びその塩類（*）
- 9 N-アセチルアントラニル酸及びその塩類（*）
- 10 イソサフロール（*）
- 11 塩酸
- 12 過マンガン酸カリウム（*）
- 13 サフロール（*）
- 14 トルエン
- 15 ピペロナール（*）
- 16 メチルエチルケトン
- 17 3・4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン（*）
- 18 硫酸

(参考) 条約上の規制

麻薬向精神薬原料については、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約； United Nations Convention Against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances、1988」（一般的には「麻薬新条約」といいます。）においては付表Ⅰと付表Ⅱに区別し、付表Ⅰに掲げられている物質については付表Ⅱ物質よりも厳しい規制が求められています。なお、付表Ⅰに掲げられている物質は、付表Ⅱに掲げられている物質と比較して、化学反応により容易に麻薬及び向精神薬に転換され得るものが掲げられています。麻薬及び向精神薬取締法においても麻薬新条約と同様、付表Ⅰに掲げられている物質を特定麻薬向精神薬原料としてその規制は、他の麻薬向精神薬原料よりも厳しい内容となっています。

付表Ⅰ（特定麻薬向精神薬原料）	付表Ⅱ（麻薬向精神薬原料）
N-アセチルアントラニル酸	アセトン
イソサフロール	アントラニル酸
エルゴタミン	エチルエーテル
エルゴメトリン	塩酸
過マンガン酸カリウム	トルエン
サフロール	ピペリジン
ピペロナール	メチルエチルケトン
無水酢酸	硫酸
3,4-メチレンジオキシフェニル-2- プロパノン	
リゼルギン酸	

※ 上記の他に次のものがあります。

付表Ⅰ	エフェドリン ノルエフェドリン 1-フェニル-2-プロパノン（フェニルアセトン） プソイドエフェドリン
付表Ⅱ	フェニル酢酸

[参考]

麻薬向精神薬原料一覧

条約	法	物質	主な密造用途	主な用途
付表 I	麻薬向精神薬原料	N-アセチルアトラニル酸	メタカロンの原料	ほとんどなし
		イソサフロール	MDA、MDMA の原料	香料の原料
		エルゴタミン	LSD の原料	片頭痛鎮痛薬 (医薬品)
		エルゴメトリン	LSD の原料	子宮収縮剤 (医薬品)
		過マンガン酸カリウム	コカイン合成時の酸化剤	殺菌消毒剤、漂白剤
		サフロール	MDA、MDMA の原料	香料の原料
		ピペロナール	MDA、MDMA の原料	香料の原料
		無水酢酸	ヘロイン、メタカロンの原料	合成繊維、染料の原料
		3,4-メチレンジオキシフェニル -2-プロパノール	MDA、MDMA の原料	ほとんどなし
付表 II	その他の麻薬向精神薬原料	リゼルギン酸	LSD の原料	ほとんどなし
		アセトン	コカイン、ヘロイン合成時の溶媒	プラスチック原料、塗料の溶剤
		アントラニル酸	メタカロンの原料	染料、顔料、医薬、香料の原料
		エチルエーテル	コカイン、ヘロイン合成時の溶媒	溶剤、麻酔剤
		塩酸	コカイン、ヘロイン合成時の pH 調整剤	鉄板等の除錆、各種化学薬品の製造
		トルエン	コカイン、ヘロイン合成時の溶媒	塗料、接着剤の溶剤
		ピペリジン	フェンシクリジンの原料	ゴム製品、農薬、香料、医薬の原料
付表 II	麻薬向精神薬原料	メチルエチルケトン	コカイン、ヘロイン合成時の溶媒	塗料の溶剤
		硫酸	コカイン、ヘロイン合成時の pH 調整剤	肥料、染料、各種化学薬品の製造

※適用除外 (法第 50 条の 36、施行規則第 45 条の 8)

以下の麻薬向精神薬原料については、その組成、性状等に照らして麻薬又は向精神薬の製造に使用することが著しく困難であるものとして適用が除外されていますので、後述の第 2～第 6 の届出等は必要ありません。

イ	N-アセチルアントラニル酸の濃度が50%以下のもの
ロ	アセトンの濃度が50%以下のもの
ハ	アントラニル酸の濃度が50%以下のもの
ニ	イソサフロールの濃度が50%以下のもの
ホ	エチルエーテルの濃度が50%以下のもの
ヘ	エルゴタミンの濃度が50%以下のもの
ト	エルゴメトリンの濃度が50%以下のもの
チ	塩化水素の濃度が10%以下のもの
リ	過マンガン酸カリウムの濃度が10%以下のもの
ヌ	サフロールの濃度が50%以下のもの
ル	トルエンの濃度が50%以下のもの
ヲ	ピペリジンの濃度が50%以下のもの
ワ	ピペロナールの濃度が50%以下のもの
カ	メチルエチルケトンの濃度が50%以下のもの
ヨ	3,4-メチルジキソフェニル-2-プロパノールの濃度が50%以下のもの
タ	無水酢酸の濃度が50%以下のもの
レ	リゼルギン酸の濃度が50%以下のもの
ソ	硫酸の濃度が10%以下のもの
アセチレンを充てんした容器に内蔵された多孔質物に浸潤させたアセトン（いわゆる高圧アセチレンガスボンベ中のアセトン）	
放射性物質を含有するもの	

(2) 麻薬等原料営業者

麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料製造業者及び麻薬等原料卸小売業者のことをいいます。

①麻薬等原料輸入業者

麻薬向精神薬原料を輸入することを業とする者をいいます。

②麻薬等原料輸出業者

麻薬向精神薬原料を輸出することを業とする者をいいます。

③麻薬等原料製造業者

麻薬向精神薬原料を製造又は小分けすることを業とする者をいいます。

④麻薬等原料卸小売業者

麻薬向精神薬原料を譲り渡すことを業とする者をいいます。

⑤特定麻薬等原料卸小売業者

特定麻薬向精神薬原料を譲り渡すことを業とする者をいいます。

(3) 麻薬等原料営業所

麻薬等原料営業者が業務上麻薬向精神薬原料を取り扱う店舗、製造所及び薬局をいいます。

第2 業務の届出等

1. 業務の届出〔様式1〕（法第50条の27）

麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者となろうとするときは、その麻薬等原料営業所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に届け出てください。

特定麻薬等原料卸小売業者になろうとするときは、その麻薬等原料営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出てください。

* 特定麻薬向精神薬原料以外の麻薬向精神薬原料を製造、小分け又は譲り渡すことを業とする者は届け出る必要はありません。

2. 業務の変更の届出〔様式2〕（法第50条の27）

麻薬等原料営業業者として届け出た事項を変更するときは、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者は地方厚生（支）局長に、特定麻薬等原料卸小売業者は都道府県知事に届け出てください。

* 法人の代表者の変更については届出の必要はありません。

3. 業務廃止の届出〔様式3〕（法第50条の28）

麻薬向精神薬原料に関する業務を廃止したときは、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者は地方厚生（支）局長に、特定麻薬等原料卸小売業者は都道府県知事に、30日以内に届け出てください。麻薬等原料営業業者が死亡又は解散したときは、その相続人又は解散後の法人の代表者が30日以内に届け出てください。

麻薬等原料営業業者が移転した場合には、移転前の営業所について業務廃止の届出を行い、移転後の営業所については新規に業務の届出をしてください。

4. 業務の継続及び再交付

有効期間満了後さらに業務を継続するときは、〔様式4〕により「麻薬等原料輸入（輸出）業者業務届受理証明願」を作成し、麻薬等原料営業所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部長へ届け出てください。また、証明書のき損又は亡失などにより新たに証明書の発行を必要とする場合、〔様式5〕に記入し再交付を申請してください。

第3 輸入・輸出

1. 麻薬等原料輸入業者が特定麻薬向精神薬原料を輸入する場合

麻薬等原料輸出業者が特定麻薬向精神薬原料を輸出する場合

〔様式6〕（法第50条の29、30）

その都度事前に地方厚生（支）局長に届け出てください（事務所にて副本に受理印を押して返りますので、税関にて提示してください）。

* 特定麻薬向精神薬原料以外の麻薬向精神薬原料を麻薬等原料輸入業者が輸入する場合、及び麻薬輸出業者が輸出する場合は届出の必要はありません（税関にて麻薬等原料輸入業者業務届受理証明書又は麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書を提示してください）。

2. 麻薬等原料輸入業者以外の者が麻薬向精神薬原料を輸入する場合※

麻薬等原料輸出業者以外の者が麻薬向精神薬原料を輸出する場合

〔様式6〕（法第50条の31、32）

次の数量以下の場合を除き、すべての麻薬向精神薬原料について、その都度事前に地方厚生（支）局長に届け出てください（事務所にて副本に受理印を押して返りますので、

税関にて提示してください)。

その際、輸入(出)が1回限りであることを前提に、麻薬等の密造に流用される可能性の極めて少ない量として下記に定める量以下であれば、届出義務は免除されます(施行規則第45条の5)。

イ	N-アセチルアントラニル酸として40kgを含有する量
ロ	アセトン150kgを含有する量
ハ	アントラニル酸として30kgを含有する量
ニ	イソサフロール4kgを含有する量
ホ	エチルエーテル140kgを含有する量
ヘ	エルゴタミンとして20gを含有する量
ト	エルゴメトリンとして10gを含有する量
チ	塩化水素20kgを含有する量
リ	過マンガン酸カリウム55kgを含有する量
ヌ	サフロール4kgを含有する量
ル	トルエン170kgを含有する量
ヲ	ピペリジンとして500gを含有する量
ワ	ピペロナル4kgを含有する量
カ	メチルエチルケトン160kgを含有する量
ヨ	3,4-メチルジキソエニル-2-プロパノール4kgを含有する量
タ	無水酢酸210kgを含有する量
レ	リゼルギン酸として10gを含有する量
ソ	硫酸20kgを含有する量

※例えば、研究者が自己の研究目的で輸入したり、麻薬等原料輸入業者の業務の届出を行っていない者が輸入したりするような場合(原則1回限りの輸入(出)で反復継続の可能性がない場合)

第4 事故等の届出

1. 事故届[様式7](法第50条の33)

麻薬向精神薬原料の盗難、所在不明等の事故が生じた場合は速やかに届け出てください。その場合、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料製造業者は地方厚生(支)局長に、麻薬等原料卸小売業者は都道府県知事に届け出てください。(麻薬向精神薬原料を取り扱うすべての麻薬等原料営業者は「事故の届出」及び「疑わしい取引の届出」を義務付けられています。)

ただし、運搬車輛の事故による流出、火災による消失等物理的に存在を失った場合には、事故の届出の必要はありませんが、その旨を記録しておく必要があります。

また、以下に掲げる量以下であれば、事故の届出の必要はありませんが、盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合には、この数量以下であっても届け出てください(施行規則第45条の6)。

イ	N-アセチルアントラニル酸として40kgを含有する量
ロ	アセトン150kgを含有する量
ハ	アントラニル酸として30kgを含有する量
ニ	イソサフロール4kgを含有する量
ホ	エチルエーテル140kgを含有する量
ヘ	エルゴタミンとして20gを含有する量
ト	エルゴメトリンとして10gを含有する量
チ	塩化水素20kgを含有する量
リ	過マンガン酸カリウム55kgを含有する量
ヌ	サフロール4kgを含有する量
ル	トルエン170kgを含有する量
ヲ	ピペリジンとして500gを含有する量
ワ	ピペロナル4kgを含有する量
カ	メチルエチルケトン160kgを含有する量
ヨ	3,4-メチルジキソフェニル-2,7-Di-N4kgを含有する量
タ	無水酢酸210kgを含有する量
レ	リゼルギン酸として10gを含有する量
ソ	硫酸20kgを含有する量

2. 疑わしい取引届〔様式8〕（施行規則第45条の7）

取り扱う麻薬向精神薬原料が麻薬又は向精神薬の不正な製造に関連する疑いがある場合は速やかに届け出てください。その場合、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料製造業者は地方厚生（支）局長に、麻薬等原料卸小売業者は都道府県知事に届け出てください。

なお、届出が必要な疑わしい取引に当たる可能性がある例を以下に掲げましたので、このようなケースについては特に注意してください。

- | |
|---|
| <p>①注文者の氏名若しくは住所（法人にあってはその名称若しくは所在地）又は事業内容等が虚偽であると思料される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業経歴の情報が全く、若しくはほとんどない顧客 ・ 会社の住所、電話番号について曖昧な顧客 ・ 偽りの、若しくは疑わしい住所、電話番号、紹介先を申し出る顧客 ・ 私書箱、あるいは発注者や顧客の住所以外の宛先への配送を求める顧客 ・ 信用照会先を言わないか又は曖昧にする顧客 ・ 信用勘定の開設や購入注文通知の提出を拒む顧客 <p>②注文者の入手目的が、当該注文者の事業内容と一致しないと思料される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入目的について曖昧な顧客 |
|---|

- ・通常の産業活動からみて異例の量や組み合わせの化学物質を購入しようとする顧客
- ・事業内容との結びつきが考えられない使用目的で購入しようとする顧客
- ・質問に対する答えが曖昧で事業の基本知識に欠ける顧客
- ③支払方法又は運搬方法等が通常取引慣行に反すると思料される場合
 - ・市場の実勢を上回る有利な条件を提示したり、最終仕向地や注文内容について過度の秘密保持を要求する顧客
 - ・現金払いで、大量の化学物質を自ら持ち帰ろうとする顧客
 - ・高額な取引であるにもかかわらず、銀行小切手、郵便為替での支払いを求める顧客
 - ・通常でない輸送手段、経路を求めたり、通常でない輸送、表示、荷造を要求する顧客
- ④その他麻薬等原料業者が、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、不法な麻薬又は向精神薬の製造に関連すると思料する合理的な理由がある場合
 - ・顧客が麻薬や向精神薬の不正な製造に関連している疑いがあるとの情報に接した場合

* 事故及び疑わしい取引届については、急を要すると考えられるので営業所長の職名とその押印でも差し支えありません。

* 事故届及び疑わしい取引届は出来るだけ詳しい情報を別紙として添付してください。

第5 記録（法第50条の34）

麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者及び特定麻薬等原料卸小売業者はその輸入し、輸出し、製造し、小分けし、譲り渡し、又は譲り受けた麻薬向精神薬原料（特定麻薬等原料製造業者及び特定麻薬等原料卸小売業者については、特定麻薬向精神薬原料について）の品名及び数量並びにその年月日を記録してください。また、輸入し、輸出し、譲渡し、譲り受けた場合にはその相手方の氏名又は名称及び住所についても記録してください。

なお、この場合、同一法人の麻薬等原料業者間での麻薬向精神薬原料の譲渡・譲受については記録の必要はありません。

記録する麻薬向精神薬原料の品名とは販売名をいいますが、原体の場合は一般的名称であっても差し支えありません。

記録は、本条に規定する事項が記載されたものであれば、帳簿、カード、伝票等のいずれでも差し支えありません。ただし、記録を納入伝票の保管による場合は、麻薬向精神薬原料が記載された伝票のみを綴ることが必要となります。

これらの記録は記録の日から2年間、麻薬等原料営業所において保存してください。

[様式1]

麻薬等原料 輸入業者 業務届
 輸出業者
 特定麻薬等原料 製造業者
 卸小売業者

麻薬等原料営業所	所在地	
	名称	
取り扱う麻薬向精神薬原料の品名		
備 考		
上記のとおり、業務を届け出ます。 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 印 地方厚生（支）局長（都道府県知事） 殿		

（注意）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[様式2]

麻薬等原料 輸入業者 業務変更届
 輸出業者
 特定麻薬等原料 製造業者
 卸小売業者

麻薬等原料営業所	所在地	
	名称	
取り扱う麻薬向精神薬原料の品名		
備 考		業務の届出年月日 変更の事由 変更年月日
上記のとおり、変更を届け出ます。 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 印 地方厚生（支）局長（都道府県知事） 殿		

（注意）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[様式 3]

麻薬等原料 輸入業者 業務廃止届
 輸出業者
 特定麻薬等原料 製造業者
 卸小売業者

業 務 届 出 年 月 日		
麻 薬 等 原 料 営 業 所	所 在 地	
	名 称	
氏 名		
業務廃止の事由及びその年月日		
上記のとおり、業務廃止を届け出ます。 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 届出業務者続柄 氏名（法人にあつては、名称）		
地方厚生（支）局長（都道府県知事）		殿 印

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

[様式 4]

麻薬等原料輸入（輸出）業者 業務届受理証明願			
証明書番号		届出年月日	
麻 薬 等 原 料 営 業 所	所 在 地		
	名 称		
証 明 願 の 理 由			
上記の理由により、麻薬等原料輸入（輸出）業者業務届の受理を証明願います。 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）			
地方厚生（支）局麻薬取締部長		殿	

(注意) 1. 証明書番号の欄には、従前の証明書の番号を記入すること。
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

[様式 5]

麻薬等原料輸入（輸出）業者業務届 受理証明書再交付申請書		
証明書番号		届出年月日
麻薬等原料営業所	所在地	
	名称	
再交付の理由		
<p>上記のとおり、麻薬等原料輸入（輸出）業者業務届受理証明書の再交付を申請します。</p> <p>年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>地方厚生（支）局麻薬取締部長 殿</p>		

（注意）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

届出の記入例
（業務の届出）

特定麻薬等原料卸小売業者業務届

麻薬等原料営業所	所在地	岐阜市藪田南2-1-1
	名称	〇△株式会社〇〇支店
取り扱う麻薬向精神薬原料の品名		酒石酸エルゴタミン マレイン酸エルゴメトリン
備 考		
<p>上記のとおり、業務を届け出ます。</p> <p>年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 岐阜市司町1</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 〇△株式会社 代表取締役 □〇 △夫 印</p> <p>岐阜県知事 殿</p>		

（注意）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(業務変更の届出)

特定麻薬等原料卸小売業者業務変更届

麻薬等原料営業所	所在地	岐阜市藪田南2-1-1
	名称	〇△株式会社〇〇支店
取り扱う麻薬向精神薬原料の品名		酒石酸エルゴタミン マレイン酸エルゴメトリン ピペリジン
備	考	業務の届出年月日 年 月 日 変更の事由 取扱い品目が増えたため 変更年月日 年 月 日
上記のとおり、変更を届け出ます。 年 月 日 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 岐阜市司町1 氏名 (法人にあつては、名称) 〇△株式会社 代表取締役 □〇 △夫 印 岐阜県知事 殿		

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(業務廃止の届出)

特定麻薬等原料卸小売業者業務廃止届

業務届出年月日		年 月 日
麻薬等原料営業所	所在地	岐阜市藪田南2-1-1
	名称	〇△株式会社〇〇支店
氏名		〇△株式会社
業務廃止の事由及びその年月日		営業所移転のため 年 月 日
上記のとおり、業務廃止を届け出ます。 年 月 日 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 岐阜市司町1 届出業者続柄 同一法人 氏名 (法人にあつては、名称) 〇△株式会社 代表取締役 □〇 △夫 印 岐阜県知事 殿		

(注意) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 業務廃止届は業務を廃止してから30日以内に届出てください。

(業務廃止の届出 (吸収合併等による場合))

特定麻薬等原料卸小売業者業務廃止届

業 務 届 出 年 月 日		年 月 日
麻 薬 等 原 料 営 業 所	所 在 地	岐阜市藪田南2-1-1
	名 称	○△株式会社○○支店
氏 名		○△株式会社
業務廃止の事由及びその年月日		××株式会社に 年 月 日付けて吸収合併されたため
上記のとおり、業務廃止を届け出ます。 年 月 日 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 岐阜市藍川町1 届出業務者続柄 吸収合併後の法人 氏名 (法人にあつては、名称) ××株式会社 代表取締役 □□ △△ 印 岐阜県知事 殿		

(注意) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 業務廃止届は業務を廃止してから30日以内に届出てください。

[様式6]

麻薬向精神薬原料輸入（輸出）届

業 務 届 出 年 月 日			
営 業 者 の 種 類			
輸入（輸出）しようとする 麻薬向精神薬原料		品 名	数 量
輸入（輸出）の期間			
輸出（輸入）者	住所（法人に あつては、主 たる事務所の 所在地）		
	氏名（法人に あつては、名 称）		
輸 送 の 方 法			
輸 入 （ 輸 出 ） 港 名			
輸 出 に か か る 仕 向 地			
<p>上記のとおり、麻薬向精神薬原料を輸入（輸出）したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地</p> <p>麻薬等原料営業所</p> <p>名称</p> <p>住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>東海北陸厚生局長 殿</p>			

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

届出の記入例
(輸入の届出)

麻薬向精神薬原料輸入=~~輸出~~=届

業 務 届 出 年 月 日		年 月 日	
営 業 者 の 種 類		麻薬等原料輸入業者	
輸入= 輸出 =しようとする 麻薬向精神薬原料		品 名	数 量
		酒石酸 エルゴタミン	1 kg
輸 入 = 輸 出 の 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日	
輸 出 (輸 入) 者	住所 (法人に あつては、主 たる事務所の 所在地)	3501, O× Street, O. A国	
	氏名 (法人に あつては、名 称)	O△O Co, LTD	
輸送の方法		航空便	
輸入 (輸出) 港名		新東京国際空港	
輸出にかかる仕向地			
<p>上記のとおり、麻薬向精神薬原料を輸入=輸出=したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地 岐阜市藪田南2-1-1</p> <p>麻薬等原料営業所 名称 O△株式会社OO支店</p> <p>住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 岐阜市司町1</p> <p>氏名 (法人にあつては、名称) O△株式会社 代表取締役 □O △夫</p> <p>東海北陸厚生局長 殿</p>			

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[様式7]

麻薬向精神薬原料事故届

業 務 届 出 年 月 日			
営 業 者 の 種 類			
麻薬等原料営業所	所 在 地		
	名 称		
事故が生じた麻薬向精神薬原料		品 名	数 量
事故発生の状況（事故発生年月日、場所、事故の種類）			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）			
			印
地方厚生（支）局長（都道府県知事）		殿	

（注意）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[様式8]

麻薬向精神薬原料の疑わしい取引届

業 務 届 出 年 月 日			
営 業 者 の 種 類			
麻薬等原料営業所	所 在 地		
	名 称		
注文のあった麻薬向精神薬原料		品 名	数 量
注文者の氏名又は住所等 注文者を特定する事項			
注文のあった年月日			
麻薬又は向精神薬の不正な製造に関連する疑いがあると認める理由			
上記のとおり、疑わしい取引を届け出ます。 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）			
			印
地方厚生（支）局長（都道府県知事）		殿	

（注意）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(届出の記入例)

麻薬向精神薬原料事故届

業 務 届 出 年 月 日		年 月 日	
営 業 者 の 種 類		特定麻薬等原料卸小売業者	
麻薬等原料営業所	所 在 地	岐阜市藪田南2-1-1	
	名 称	〇△株式会社〇〇支店	
事故が生じた麻薬向精神薬原料		品 名	数 量
		マレイン酸エルゴメ トリン	2 kg
事故発生状況(事故発生年月日、場所、事故の種類)		年 月 日〇△株式会社〇〇支店においてマレイン酸エルゴメトリン1 kg×2缶紛失した(詳細は、別紙説明を参照)。	
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 岐阜市司町1 氏名(法人にあつては、名称) 〇△株式会社 代表取締役 □〇 △夫 印 岐阜県知事 殿			

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(疑わしい取引届)

麻薬向精神薬原料の疑わしい取引届

業 務 届 出 年 月 日		年 月 日	
営 業 者 の 種 類		特定麻薬等原料卸小売業者	
麻薬等原料営業所	所 在 地	岐阜市藪田南2-1-1	
	名 称	〇△株式会社〇〇支店	
注文のあつた麻薬向精神薬原料		品 名	数 量
		マレイン酸エルゴメトリン	1 kg
注文者の氏名又は住所等 注文者を特定する事項		住所 東京都千代田区霞が関1-2-3 氏名 △△有限会社	
注 文 の あ つ た 年 月 日		年 月 日	
麻薬又は向精神薬の不正な製造に関連する疑いがあると認める理由		購入目的について質問したところ回答が曖昧なため(詳細は、別紙説明を参照)	
上記のとおり、疑わしい取引を届け出ます。 年 月 日 住所 岐阜市司町1 氏名 〇△株式会社 代表取締役 □〇 △夫 印 岐阜県知事 殿			

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1. 事故届及び疑わしい取引届については、急を要すると考えられるので営業所の長の職名とその押印でも結構です。
2. 事故届及び疑わしい取引届は出来るだけ詳しい情報を別紙として添付してください。